



▶「つながる」(協働)のために—他の地域や、多様な主体との交流

地域の課題は、複雑・多様化し、地域単独では解決しにくい上、専門的な知識も必要とされるようになってきました。「専門家に任せるしかない」と考え、ともすれば取り組みを放棄してしまいがちですが、地域の課題を最も良く知っているのは地域自身であり、地域に合った形で課題を解決し、新しいしくみを築いていく上では、地域が主体となって自らのニーズに基づいて、他の地域の事例を参考にし、あるいは複数地域と合同で、地域の中にある個々のグループ、団体・NPO、中間支援組織、専門家・研究機関、企業、行政機関など多様な主体と協働しながら、取り組みを進めていくことが重要であり、人材不足への対応方策としても効果的といえましょう。

●他の地域(広場相互)の連携

まず、県民交流広場事業の活用方策については、先行地域の取り組みを参考にすることが考えられます。また、共通の課題を抱える複数地域が合同で学習会や行事を開催することも考えられます。

県民局ごとにフォーラムや交流会を実施していますので、そのような機会を活用して、交流を広げてみてはいかがでしょうか。また、先行地域リーダーをアドバイザーとして紹介・派遣する制度もありますので、各県民局にお問い合わせください。

●グループ、団体・NPO、中間支援組織などとの協働

様々なテーマを掲げて公益的な活動を繰り広げるグループ、団体・NPOなどとの協働は、地域の課題を解決していくうえで効果的であり、地縁的組織との協働を望むNPOも少なくないというデータもあります。さらに、「情報」「マネジメントノウハウ」「人材」「施設・設備」「資金」などのノウハウを提供し、他の公益的活動を支援する「中間支援組織」と地域に密着した組織との協働は、地域社会の活動や組織を強化していく上で、特に重要と考えられます。

	特 徴	役 割 例
地 域 団 体	地域への密着性、地域代表性、合意形成能力 など	地域の情報収集・発信、地域住民の交流促進、啓発 など
テーマ型グループ、団体・NPO	住民への個別課題対応力、多様な個性、革新能力 など	課題提起・施策提案、テーマごとのネットワーク形成 など
大 学 ・ 研 究 機 関	学術知識の蓄積、研究者のネットワーク	専門知識提供(トランスレート)、調査・分析 など
企 業	資源の保有、専門的技術、マネジメント・リスク管理能力 など	資金、人材その他保有する資源の提供 など
行 政 機 関	継続性、安定性、平等性 など	情報収集・提供、拠点施設の整備、先導的事例の顕彰 など

●専門家との協働

阪神・淡路大震災からの復興にあたって、法律やまちづくり、防災、福祉など、様々な専門家がその能力を活かして、地域社会とともに課題に取り組む姿が見られました。また、大学の研究者らも地域づくり支援で大きな貢献をされる例も見られます。

県や市町などの専門家紹介・派遣制度を活用したり、地域から直接依頼(謝金負担)するなどにより、地域の課題解決力は飛躍的に高まっていくと考えられます。

県民交流広場に取り組む地域へのアドバイザーとして、コミュニティ応援隊=CATの派遣制度があります。(P26、P91参照)

	助言・支援の例	アドバイザー例
立ち上げ支援	<ul style="list-style-type: none"> ●体験談披露・取り組み地域へのアドバイス：実施してよかったこと、広場立ち上げ・運営にあたり直面した課題と対応方策など ●ワークショップ開催支援：地域の現状や整備する拠点の活用方法について話し合う、ワークショップの企画アドバイス・進行支援など ●コミュニティの重要性提起、事例紹介：地域主催の学習会やフォーラムの講演・助言など 	<ul style="list-style-type: none"> 先行して県民交流広場事業(モデル事業)を実施した地域のリーダー ファシリテーター(ワークショップの進行役のノウハウをもった者) 研究者・実践家など
立ち上げ後の活動展開支援	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ情報化支援：ホームページ立ち上げ、コミュニティでの活用方法など ●地域組織法務アドバイス：地域推進委員会(運営組織)の法人化、契約などの知識など ●NPOと地域団体との連携支援：協働事業の検討・提案づくりなど ●コミュニティビジネス支援：起業ノウハウ・運営方法など ●地域における人材確保支援：地域通貨導入、人材養成の方策など ●検証・評価支援：事業の実施結果・運営状況の評価 ●各種地域課題解決：防犯、子育て、食・特産開発、防災、文化、福祉、まちづくり、環境など各分野の地域課題解決支援 	<ul style="list-style-type: none"> 各分野の専門家、団体・NPOリーダーなど



●地域通貨・エコマネー

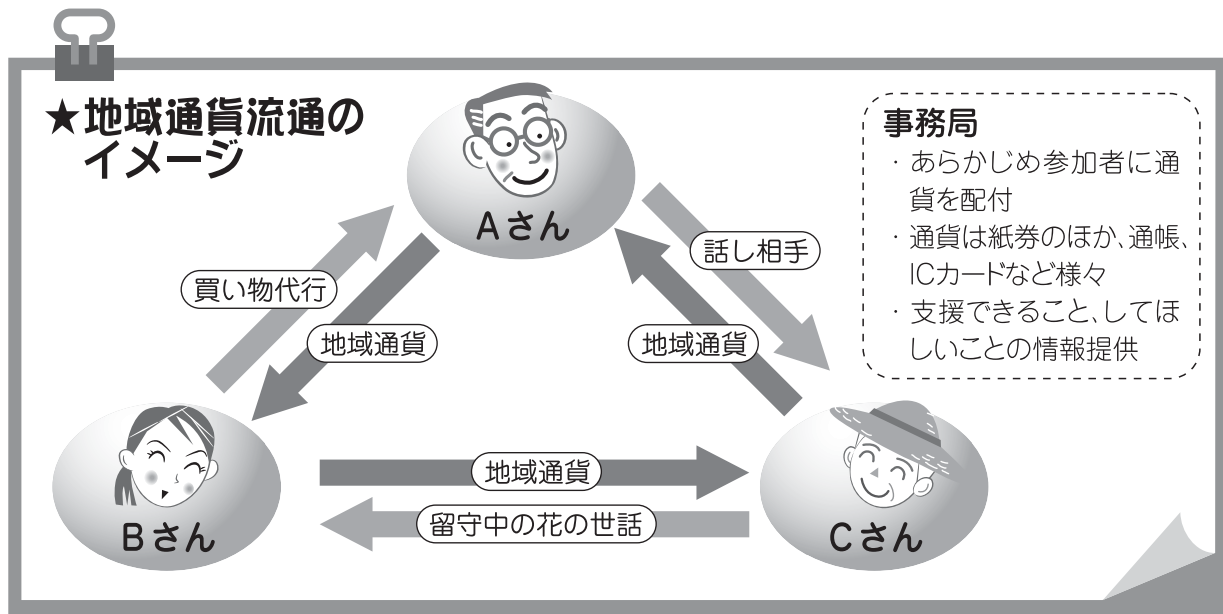
互いに助けられ、支え合うサービスや行為を、時間や点数、独自の紙券などに置き換え、これを媒介にサービスやモノと交換し、地域内で循環させるしくみが、地域通貨(エコマネー)です。

一般には、法定通貨で取引しにくいボランティア活動(話し相手、買い物代行、留守中の花の世話などのちょっとしたサービス)に対して、目に見える対価を受け取ることができるので、サービス提供側にとって活動を継続する励みになります。

サービスの受け手にとっては、目に見える形で活動の対価を渡すことができるため、無償では依頼しにくかったちょっとしたサービスの提供を受けやすくなります。

セハシキニシテ

セハシキニシテ



18年度からの本格実施に先立ち、県民交流広場事業では、25市町・36地域の協力を得て、モデル事業を実施しました。これらモデル地域の実践は、本格実施に向けて、行政や地域が学ぶべき数々の貴重な示唆をもたらしてくれました。

18年3月、モデル地域のうち、2つの地域の方に広場事業に関してインタビューを行いました。

丹波市春日町黒井モデル地区(16年度モデル事業採択)

地域紹介

丹波市の黒井地区は、戦国時代、丹波攻めにやってきた明智光秀の軍勢をてこずらせた荻野悪右衛門直正が城を構えた小高い山の麓に広がっています。往時は、街道の要所として商業が栄え、年の瀬には、息もつかないほどの人でにぎわったといひます。

現在もかつてのにぎわいの名残を街並みにとどめるものの、高齢化が進み、商店街も勢いをなくすなど、地域全体が転機に差しかかっています。黒井地区では、そうした危機感を地域で共有しながら、様々な活動に取り組んできました。

県民交流広場への取り組み

黒井地区では、コミュニティで使える身近な活動の場が不足していました。そうしたところに、県民交流広場の16年度モデル事業の活用が持ちあがり、課題であった用地の確保について、地区住民が歩いていける距離にある町営住宅の跡地を旧春日町が無償で貸してくれることになり、一気にモデル実施が進みました。

事業の実施主体は、主な地域団体が参画し、地域づくり、生涯学習に取り組んできた黒井地区社会教育振興会が担いました。

地域推進委員会代表の和田利一氏へのインタビュー

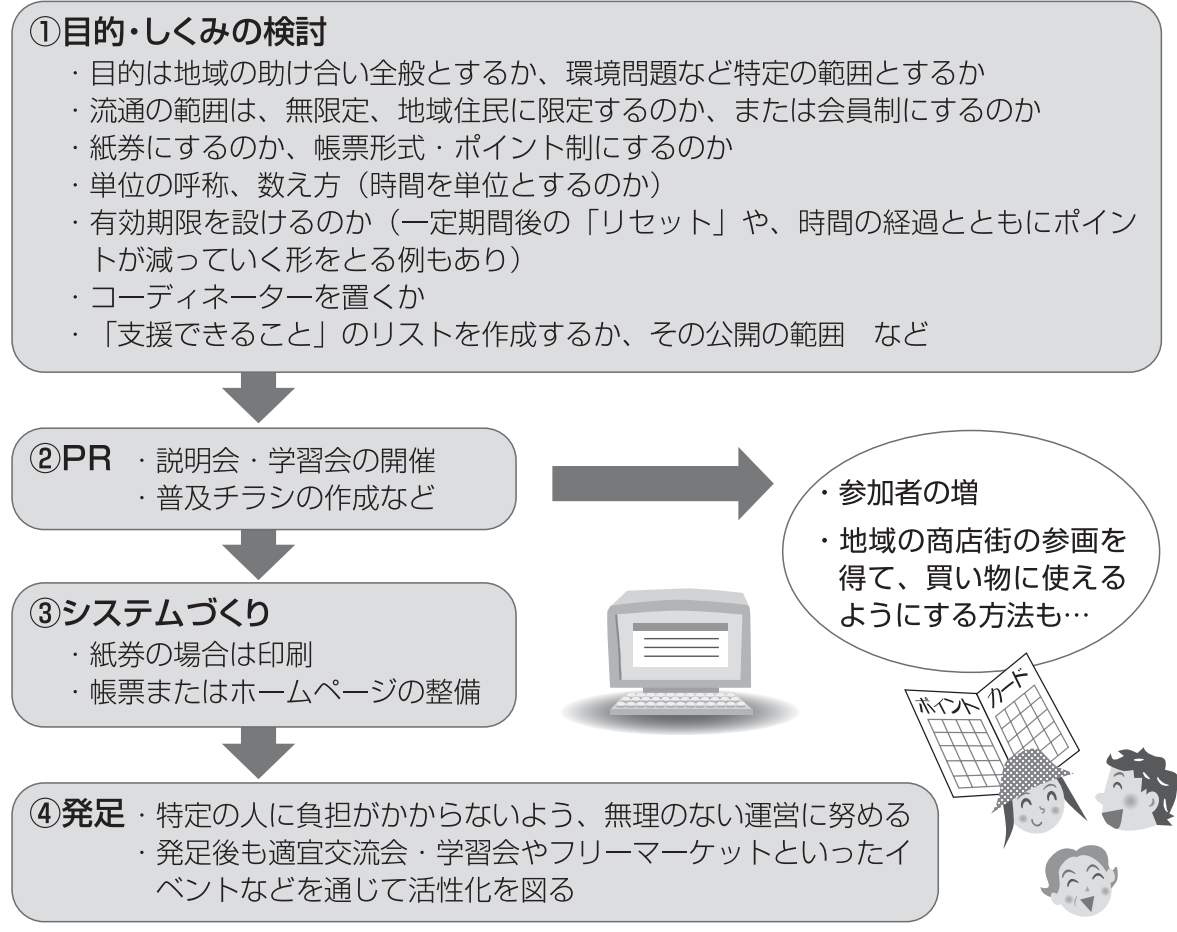
黒井地区社会教育振興会会長である和田さんは、同地区の代表区長、さらに市の自治会長会副会長を務め、地域コミュニティの活性化に熱意を持って取り組まれています。



黒井地区の和田さん

【参考】reference

地域通貨の取り組みの流れ



丹波市春日町黒井地区

モデル地域インタビュー



「はじめに、県民交流広場に取り組んでよかったなと感じておられることは？」

「氷上郡の旧6町が合併して市となり、住民は行政との距離を感じるようになった。そういう状況だからこそ、地域コミュニティがしっかりし、自立していくことが大事になっている。そういう時期に県民交流広場を活用できたことが大きい。成果として、これまで地域で、それぞれ点として活動してきたいろいろな団体やグループの力を、県民交流広場をきっかけにまとめることができた。みんなが広場の整備を考え、実際にそこを利用して活動していくことで、地域の中で横のネットワークがしっかりしつつある。これは大きい。」



県民交流広場開所式(17年7月)

もう一つは、県と市の施策のダブル効果。県が県民交流広場を打ち出す一方で、丹波市も多極ネットワークという言い方で地域コミュニティ重視の姿勢を打ち出しつつある。小学校区を基本として、地域の特徴を生かした学区コミュニティづくりを進めようとするもの。17年度には「地域

コミュニティサポート事業」というのがスタートした。これは有償ボランティアのような位置付けで地域づくりを支援する「推進員」を置くための人件費補助。年間100万円ほどであるが、この事業により、県民交流広場に常駐の支援スタッフを置くことができるようになった。コミュニティづくりに向けて、県、市それぞれが事業を充実し、それがうまく現場でかみ合った格好。コミュニティ

にとっては心強いし、一層がんばらねばと思っている。」

「県民交流広場のモデル事業で、何か苦労された点がありますか？」

「住民が活動に使える独自の拠点がなかったため、県民交流広場を活用しようということはすぐに決まった。ただし、問題になったのが用地。まとまった土地が確保できないと悩んでいたところ、旧春日町が町営住宅の跡地で、かなりの広さがある土地の活用を提案してくれた。これで一挙に話が進んだ。小学校のすぐそばで、地区住民が歩いていけるところにある。かなり広く、県民交流



広場となる施設のほかに、グラウンドゴルフができる運動場、駐車場が確保できた。市の学童保育施設も併設された。

出来上がった県民交流広場の名称については、ムードづくりも兼ねて地区内で公募し、ここのシンボルである城山にちなんで『しろやま交流館』となった。」

「現在、どんな活動に取り組まれていますか？」

「みんなが愛着を持てる地区にするために『失いつつあるもの再発見』ということ、みんなに元気になってもらうために『歳を重ねて幸せふやす』ということ、この2つを広場の基本に据えて、「鑑づくり教室」「史跡・文化財・郷土史教室」「古文書解読教室」「おばあちゃんの料理教室」「大正琴教室」「グラウンドゴルフ」「太極拳」などをやっている。これらは、大人が対象であるが、さらに力を入れているのが人づくり。世代間交流も織り交ぜながら、地区の子どもを対象に「黒井再発見・黒井歴史探訪」「福祉体験」「クリーン作戦」、地域の住民が講師・ボランティアになって、地域の身近なしごとを体験する「わくわく体験」などの活動を展開している。」



「県民交流広場を生かしてどんなコミュニティをめざしておられますか？」

「黒井地区は、旧春日町の中では中心地であり、その意味でトップランナーとして範を示す、そういう気概を持って取り組むつもり。活動についても、交流・文化主体から、これからは防犯など住民が汗をかいたぐいのものも考えていきたい。これまで慣らし運動的に活動に取り組んできたが、18年度からいよいよ本格展開するつもり。」

地域を元気にするため、地域としての企画力や自立が問われていると考えている。県民交流広場の活動費の助成に頼らなくても運営できるような、資金面での自立も含めて、ひととき光る個性あるまちづくりに取り組んでいきたい。」





—今後、県民交流広場に取り組む地域の方々への助言は？

県内でも、市町合併で役所との距離感を感じるようになった地域は多いはず。そうしたところほど、県民交流広場を積極的に活用して、みんなが集まる場を充実すればよいと思う。また、県に対してだけでなく、コミュニティとして、市町にも積極的に物申していくことが大事。私は、総合計画づくりなどでも市に対し、地域コミュニティの大切さを再三指摘してきた。一つでも多くのコミュニティが立ち上がり、競い合い、交流し合う、そこに市町や県がそれぞれの施策を生かしてかかわっていく、そういう姿になればよいと思っている。そのためにも、コミュニティとして、地味でもいいのでできることから始めてほしい。

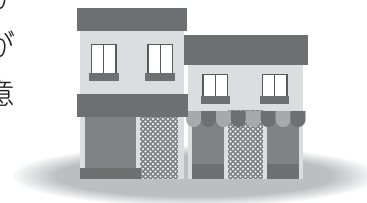


神戸市北区大原・桂木モデル地区(17年度モデル事業採択)

地域紹介

神戸市北区大原・桂木地区は、三宮から車で30分ほどの丘陵地を開発したニュータウンであり、住民の年齢層も若い地域です。(高齢者人口7.6% <北区全体15.2%>、15歳未満人口24.6% <北区全体15.7%>)

ニュータウンの常として、コミュニティづくりを一から始めなければならない、勤労者が多いため、日常的に地域活動を支える人材の確保が難しいといった課題はありますが、逆にここでは、全員が新しい住民であり、しがらみにとらわれることなく、創意工夫でコミュニティづくりが進められてきました。



県民交流広場への取り組み

大原・桂木地区は、コミュニティも発足したばかりという新しいまちとして、住民が安心して暮らせる地域にしていくため、住民同士の情報伝達機能の向上が求められていました。そうしたなか、活動拠点の整備などを支援する県民交流広場17年度モデル事業について、区役所から話があり、申請を行いました。

事業の実施主体は、地域の主だった団体・グループが参画している「大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会」が担うこととなりました。

地域推進委員会代表の柏尾政和氏へのインタビュー

大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会委員長である柏尾さんは、大原1丁目自治会長を務められ、同協会の結成や県民交流広場事業の採択に尽力されるなど、コミュニティの活性化に積極的に取り組まれています。



大原・桂木地区の柏尾さん



—はじめに、県民交流広場に取り組んでよかったなと感じておられることは？

当初、住民の間では、県民交流広場事業がどんな事業か知っている人が皆無だったので、役員会などで説明し、コミュニティの活性化のために活用することを納得してもらった。その話し合いの中で、コミュニティのIT化や安全・安心なまちづくりなどの地域の課題も見えてきた。住民の間で、そのような地域課題に取り組もうとする意識が芽生えつつあり、日常の会話にものぼるようになってきている。

このような住民の意識の変化や参加意欲の芽生えが、県民交流広場事業を実施した最大の成果だと考えている。



—県民交流広場のモデル事業で、何か苦労された点はありますか？

多額の助成金が交付されるということで、当初、『不足している活動の経費に助成金のほとんどを充てたい。』とか、『それぞれの団体・グループごとに助成金を分配して欲しい。』などの要望があった。

しかしながら、様々な団体で組織するふれあいのまちづくり協議会が事業主体となって行う整備や活動に対して助成金が交付されるという趣旨を話すと理解してくれた。いったん納得してくれれば、この地区の住民の方々是非常に協力的であり、積極的に動いてくれる。そういった意味では、特に苦労をせずに実施できている。



—現在、どんな活動に取り組まれていますか？

最近、様々な事件や犯罪が起きているし、地震がいつ起きても不思議ではないと騒がれ、各地区で災害訓練が行われている。当地区でも「地域の安全確保」を重点課題として取り組んでいるところ。

そういった防災・防犯上の情報伝達を図るとともに、地域の活性化をめざすために、「地域のIT化」を推進していきたいと考えている。今年度は、県民交流広場となる地域福祉センタ



桂木児童館



一と児童館にIT機器を整備するとともに、協議会のホームページを立ち上げた。そして、地域内の各種団体との間でネットワークを構築し、地域内での不審者情報・災害情報をはじめ、自治会や学校内の行事情報、行政機関の情報などを共有していきたいと考えている。

また、地域の住民の方々のIT技術の習得と併せて、住民間や世代間の交流を図る趣旨から、広場で「パソコン教室」を月2回開催している。」



県民交流広場を生かしてどんなコミュニティをめざしておられますか？

県民交流広場は、住民の間で地域の課題について考える契機となったが、今後ますます地域の課題や取り組みについて気軽に話し合える関係を築いていきたいと考えている。また、地域経済の活性化のために、地域の小売店などのPRもできればいいと考えている。

さらに、子供たちの教育の一環として、国際交流にも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

このように、人と人とのふれあいを基本としながらも、そのための有用なツールとして、ITを積極的に活用していきたい。」



今後、県民交流広場に取り組む地域の方々への助言は？

地域には、地域固有の実情や特性があるため、そういったことを考慮した組織の運営が大切であろうと思う。幸いこの地域は、新しい住民で構成される若いまちであり、歴史ある地域にみられがちな慣習、しがらみなどがいないため、動きやすいというメリットがある。

また、私自身が活動を行う中で感じることは、地域においては様々な活動が展開されるが、それぞれの活動ごとにリーダーとなる人を多く育てることが望ましい。さらに、地域のリーダーになる人は、個人や団体から様々な要望を受けることになる。そうした中で、団体間や個人間の利害関係を超越した考えを持ってことを進めなければならない部分があり、私自身も努力しているところである。」

Q 施設整備は初年度に行わなくてもよいですか？

A 県民交流広場事業では、何よりも、あらゆるコミュニティ活動の基盤となる「身近な場」の充実を図ることをねらいとし、助成についても施設整備を重点としつつ、整備された施設の利活用の立ち上がりを支援するため、補完的に活動費の助成を行っています。

こうした事業の趣旨から、施設の整備は、事業プランの認定を受けた初年度に行い、同年度内か遅くとも2年目で完了していただくことが原則となります。

Q 施設は整備済みであるため、活動費のみ申請できますか？

A 県民交流広場事業の助成は、施設整備を重点としつつ、整備された施設の利活用の立ち上がりを支援するため、補完的に活動費の助成を行っていることは前述のとおりです。また、県では、ソフト事業を助成する事業も別に行っています。

このため、県民交流広場事業では、建物の工事や備品の購入といった整備がなく、活動費のみの助成申請はできません。

Q 県民交流広場事業と、他事業の補助金の併用は可能ですか？

A 県民交流広場事業と、他の事業の補助金を併用することは可能です。モデル事業においても、市町や国の補助と県民交流広場事業の助成を組み合わせ活用しているケースがあります。

その場合は、事業プランの収支計画において、全体経費とともに財源の内訳を記載していただくこととなります。

Q 小学校区の統廃合が行われた場合、統廃合前の校区で実施できますか？

A 小学校区が統廃合された場合でも、旧校区単位のコミュニティから、新しい校区単位でのコミュニティへの再編が直ちに行われなくてもあります。このため、県民交流広場事業では、制度設計を行い、モデル事業を開始した平成16年度当初（同年5月学校基本調査）における校区割りを基準として、地域の採択を行っていくこととしています。

したがって、それ以降に統廃合された校区であれば、単独で県民交流広場の申請ができます。ただし、16年5月時点で休校区であった場合は、単独での申請はできません。



Q 校区分割の場合、分割された地域が同時申請することが必要ですか？

A 校区分割で実施する場合、地区割や助成金の配分について、当該校区全体の合意が必要になりますので、同時に事業プランを提出していただく必要があります。ただし、校区全体の合意はできたものの、何らかの事情があって同時申請が難しいというケースも考えられますので、県民局がやむを得ないと判断した場合は、年度を異にした申請も可能です。その場合には、たとえ1つの分割地域でも助成が開始されたと、他の分割地域への助成額を変更することが困難となるため、校区全体としてしっかりと合意をつくっていただくことが必要です。

Q 申請しても採択されない場合がありますか？

A 応募があった場合、有識者で構成された広域推進委員会での応募地域による事業プランの提案発表も行いながら、市町の推薦、地域の意欲・主体性、プランに対する地域全体の合意、プランの実現性、広場を呼び水としたコミュニティ活性化やその持続性などを県民局が総合的に勘案し、採択するか否かを決めます。したがって、いずれかの点で課題があると認められる場合には、次年度以降での再チャレンジをお願いするケースも出てきます。また、予算上、年度ごとの採択数には限りがあるため、予算を超える申請があった場合にも、やむを得ず採択ができない地域が出ることもあります。

Q 助成期間は必ず5年となりますか？

A 整備費、活動費ともにおおむね5年間で分割して助成することとしていますが、地域によって実情が異なるため、事業プランに応じ、3年間や4年間で助成を行うこともできます。なお、県民交流広場事業の助成は、施設整備を重点としているため、整備費助成のうち、建物工事に要する経費は、初年度、遅くとも2年目までに助成することとしており、そのようなプランを検討いただく必要があります。整備費の中でも、備品購入などの費用は、3～5年間にわたって助成することもできます。

Q 整備費で用地購入費や建物の解体・撤去費は支出できますか？

A コミュニティの身近な活動の場を整えるために、用地購入や既存の建物の解体・撤去が必要と認められる場合は、差し支えありません。ただし、活動の場を整える観点から、用地購入や解体・撤去だけでなく、施設の整備が併せてなされることが必要です。

Q 市町が所有する施設の場合、どのような手続きとなりますか？

A 公民館、コミュニティセンターなど、市町がコミュニティに整備している施設の多くは、「公の施設」と呼ばれる行政財産（行政目的に使用するもの）であり、地方自治法や当該市町の条例などに基づき、貸付や私権の設定が原則制限されるなど、整備や使用には様々な留意すべき点があります。このため、モデル事業では、市町施設を活用した場合、地域推進委員会が市町に制約などを確認しながら、主体的に事業プランをつくった上で、整備は助成金を市町に寄附したり、負担金として納めたりして市町が発注する、あるいは地域推進委員会が改修の可否や程度、造作物などの所有権、使用期間など細目について、市町の規定にのっとり許可を受け、整備・活用するといった対応がなされています。なお、普通財産（行政目的に使用しないもの）である市町の施設や用地は、賃貸借、使用貸借などが可能です。ただし、市町と十分な協議・調整が必要であることは言うまでもありません。



Q 空き店舗など民間・個人の施設を活用する場合に留意すべきことはありますか？

A 県民交流広場事業では、助成金により取得した財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間、使用や保存をしていただく必要があります。このため、施設や用地については、10年などの長期の賃貸借契約や使用貸借契約を結ぶことが望ましいと考えられます。また、何らかの事情で契約を打ち切らざるを得ない場合も想定されるため、あらかじめ造作などの帰属、撤去費用の負担などを取り決めておくことが必要です。



Q 活動費でスタッフの給与を支出することはできますか？

A 県民交流広場における活動費助成は、整備費助成を補完する位置付けであり、相対的に少額となっています。それを資金面での自立の呼び水となるよう生かしながら、おおむね5年間程度に分割して支出してもらうこととしており、例えば、施設に管理人を置き、その給与を支払うことまでは活動費の対象としていません。

なお、各種講座の講師やアドバイザーの謝金・交通費、ボランティアスタッフの実費弁償や有償ボランティアの費用などは、広場を拠点とする活動に必要な経費として、活動費助成の対象となります。

Q 事業プランの変更申請はどのような場合に行うのですか？

A いったん、事業プランの認定を受けた後に、主な整備内容・活動内容、年度ごとの収支計画に変更が生じる場合には、事前にプランの変更認定申請を県民局に提出していただく必要があります。

具体的には、変更事由が生じた時点で市町を通じて県民局に連絡・相談した上で、事業プランの所要箇所を修正し、提出していただくこととなりますが、変更事由が生じた年度において、既に交付を受けた助成額を変更する必要がある場合には、次の点に留意願います。

○助成金の交付を受けた年度内において、当該助成を増額する必要がある場合
事業プランの変更認定申請と、助成金の変更交付申請の2つが必要となります。ただし、年度末など時期的な理由、または予算上の制約により、追加交付ができないこともあります。

○助成金の交付を受けた年度内において、当該助成を減額する必要がある場合
次年度以降に当該減額分を支出する予定が全くない場合を除き、事業プランの変更認定申請のみ行い、助成金の変更交付申請や県民局への返還は不要です。助成金残額は、次年度に繰り越して支出していただくことになります。

なお、事業プランの変更としては、整備内容、活動内容のほか、5年間の助成期間各年度における助成額の割り振りも修正が必要となります。

地域推進委員会の代表者や構成団体の変更など軽微な変更については、市町を通じて県民局に連絡願います。



Q 整備された施設への事業名の表示は必要ですか？

A 県民交流広場事業の財源には、法人県民税法人税割の超過課税収入を用いています。これは、県民交流広場のため、資本金1億円超、または法人税額1,500万円超の県内法人が、標準的な税率に、特に一定割合を加算して負担している貴重な財源です。こうした事情から、県民交流広場として整備された施設には、県から示す共通の仕様・文言による、広場事業を活用した旨の銘板を地域から発注いただき、玄関など見えやすいところに掲げていただく必要があります。（銘板の作成費用は、整備費の助成対象となります）

Q 施設の整備が終わったときに竣工式をする必要がありますか？

A 県民交流広場は、コミュニティの住民全員にとって身近な活動拠点となります。こうした趣旨から、施設の整備が終わった段階など節目において、地域へのお披露目のセレモニーを行い、コミュニティづくりへの新たな一歩を刻むことが望ましいと言えるでしょう。実際、モデル事業においても、多くの地域がこの種の催しを節目で行っています。

ただし、言うまでもなく、実施するか否か、実施する場合の内容は、あくまで地域での判断となります。

